

志布志市教育委員会外部評価委員会
点検・評価報告書



青少年研修事業（国内研修）



セカンドブック事業



学力向上推進事業（志学教室）



学校給食費補助事業

令和5年8月

志布志市教育委員会

目次

| | ページ 番号 |
|--------------------------------|-----------|
| 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 志布志市教育委員会外部評価の基本方針・・・・・・・・ | 2 |
| 3 志布志市教育委員会委員活動状況・・・・・・・・ | 4 |
| 4 反省及び評価点・・・・・・・・ | 7 |
| 5 令和4年度教育委員会委員名簿・・・・・・・・ | 8 |
| 6 各課主要事業の説明及び外部評価・・・・・・・・ | 9 |
| ① 学校給食費補助事業・・・・・・・・ | 10 |
| ② 小・中学校施設老朽化改修事業・・・・・・・・ | 12 |
| ③ 学力向上推進事業・・・・・・・・ | 14 |
| ④ 生徒指導推進事業・・・・・・・・ | 16 |
| ⑤ 志布志市青少年研修事業・・・・・・・・ | 18 |
| ⑥ ブックスタート事業・・・・・・・・ | 20 |
| 7 志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程・・・・・・・・ | 22 |
| 8 志布志市教育委員会外部評価委員会委員名簿・・・・・・・・ | 23 |

1 はじめに

今から約1,350年の昔、大隅の地、高浜の庄に住む人々の志の厚さに感動された天智天皇が命名したといわれる「志布志市」。海あくまで青く、山野には緑したり、健やかな市民の声が木霊（こだま）するまちとして、「志を高める教育」の推進を目指しております。また、市内各学校において、「知・徳・体・食」のバランスのとれた児童・生徒の育成のための新たな教育を推進しております。

令和2年度から第2次志布志市教育振興基本計画に基づき、本市教育行政の推進を図っており、基本目標である「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」の実現に向け、学校・家庭・地域が一体となって、様々な施策を講じております。

また、「きらり輝く三つのおしえ」として、煮しめ（個性の伸長）・つけあげ（確かな変容）・にぎりめし（感謝の心）を基本理念に、学校・家庭・地域がしっかりと連携しながら、磨けば光る宝石の原石である子どもたちが「きらり輝く」ための教育を推進しております。

令和4年度の本市の教育活動は、学校をはじめ家庭や地域の確かな教育力を基礎として、令和2年に策定しました第2次志布志市教育振興基本計画に基づき展開されました。皆様の御支援・御協力と市当局の財政援助等に深く感謝申し上げます。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、教育行政事務に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果について報告書を議会に提出し、公表することが義務付けられております。教育委員会では、これまで以上に効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、教育委員会の主たる事務事業の点検・評価を行い、ここに報告書として作成いたしました。御高覧の上、教育委員会の事務事業等に御理解を賜り、御指導くださいますようお願いいたします。

令和5年8月
志布志市教育委員会

2 志布志市教育委員会外部評価の基本方針

1 概要

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成20年4月1日施行）、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが規定された。

志布志市教育委員会としても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、平成20年度から外部評価委員会を設置し、教育委員会所管の事務事業の点検・評価を行うものである。

(参考)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。（平成20年4月1日施行）

2 点検・評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 志布志市が行う行政評価システムとの整合性があること。
- (2) 成果を重視した行政運営を行うため、事後評価を基本とすること。
- (3) 評価の客観性及び透明性を確保するための外部評価を導入すること。
- (4) 評価の対象・方法は、毎年度見直しを行うこと。

3 点検・評価の対象

(1) 教育委員の活動状況

- ① 定例及び臨時教育委員会の会議の状況
- ② 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況

(2) 教育委員会の所管する事務事業

志布志市振興計画に掲げられた施策及び事務事業のうち、教育委員会が所管する事務事業とし、志布志市行政評価で実施した自己評価の中から教育委員会事務局で協議し、教育委員会で選定する。

4 点検・評価の時期

翌年度事業に、点検・評価の結果を活用するために、翌年度予算編成前の毎年10月までに行う。

5 点検・評価の手順

- 教育委員及び教育委員会事務局による自己評価
- ↓
- 外部評価委員による評価
- ↓
- 報告書の作成
- ↓
- 教育委員会で報告書の決定
- ↓
- 議会への提出及び市民への公表

3 志布志市教育委員会委員活動状況

1 教育委員の状況

(1) 令和4年4月1日現在の委員数 4人（男性2人、女性2人）

2 教育委員会会議の開催回数 ※（ ）内は、前年度の回数

(1) 令和4年度の回数 定例会 12回（12回）

臨時会 1回（2回）

(2) 定例及び臨時教育委員会での議案件数 15件（18件）

教育長に委任された専決事項等の報告数 50件（49件）

(3) 議事録の作成方法 要点の筆記 録音して取りまとめ

(4) 定例及び臨時教育委員会における主な審議内容

| 期 日 | 審 議 内 容 |
|----------------------|--|
| 4月27日 (水) 定例会 | 専決の報告2件：就学すべき学校の指定、区域外就学 議案1件可決：文化財市指定 |
| 5月25日 (水) 定例会 | 専決の報告2件：行事の後援・共催 議案3件可決：市児童生徒就学援助規則の一部改正、市奨学生選考委員会委員の委嘱、市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱 |
| 6月22日 (水) 定例会 | 専決の報告2件：就学すべき学校の指定、行事の後援 臨時代理の報告2件：市学林地条例の一部改正、補正予算（3号） 議案2件可決：奨学生の決定、令和5年度からの小規模校入学特別認可制度に係るスクールタクシーの運行及び支援方針 |
| 7月26日 (火) 定例会 | 専決の報告4件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の後援 臨時代理の報告1件：市児童生徒就学援助規則の一部改正 |
| 8月24日 (木) 定例会 | 専決の報告3件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の後援 議案1件可決：市教育委員会外部評価委員会点検・評価報告 |
| 9月29日 (木) 定例会 | 専決の報告6件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の後援 臨時代理の報告1件：補正予算（7号） |
| 10月24日 (月) 定例会 | 専決の報告8件：区域外就学、行事の後援・共催 臨時代理の報告1件：補正予算（9号） |
| 11月21日 (月) 定例会 | 専決の報告4件：就学すべき学校の指定、行事の後援 |
| 12月21日 (火) 定例会 | 専決の報告3件：就学すべき学校の指定、行事の後援・共催 臨時代理の報告2件：補正予算（11号）、補正予算（12号） 議案3件可決：市立学校管理規則の一部改正、市立学校給食センター管理規則の一部改正、市立学校給食センター運営規程の一部改正 |

| | |
|---------------------|--|
| 2月2日 (木) 定例会 | 専決の報告2件：就学すべき学校の指定、区域外就学 |
| 2月24日 (金) 定例会 | 専決の報告2件：就学すべき学校の指定、区域外就学 臨時代理の報告2件：補正予算(14号)、令和5年度当初予算 |
| 3月5日 (日) 臨時会 | 議案1件可決：教職員人事案件 |
| 3月22日 (水) 定例会 | 専決の報告3件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の後援 議案4件可決：市教育行政の重点施策、市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正、市障害児教育支援委員会規則の一部改正、市特別支援連携協議会設置規程の一部改正 |

(5) 会議運営上の主な工夫

「報告・議案」とは別に、その他の報告を加え、いじめ・不登校等を報告しているが、今年度からは、「報告及び協議」とし、事前・事後の協議が必要なものについて討議した。また、いじめ・不登校等の状況を更に詳細に委員に伝えるため、担当指導主事が出席し、状況説明等を行うこととした。

(6) 委員から出された動議について 該当なし

3 教育委員の研修会

- (1) 10月27日(木) 市町村教育委員研修会(鹿児島市)
- (2) 10月31日(月)～11月1日(火) 曾於地区教育協議会管外研修会(長崎市)

4 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況

- (1) 学校訪問 小学校：3校 中学校：1校
- (2) 入学式 小学校：5校 中学校：5校
- (3) 卒業式 小学校：5校 中学校：5校
- (4) 運動会・体育大会 小学校：15校 中学校：5校
- (5) その他 転入教職員宣誓式、市青少年音楽祭、青少年研修実行委員会等

5 学校運営報告会

- (1) 期日及び場所 2月3日(金) 志布志庁舎1階会議室
- (2) 出席者 教育委員、教育長、学校教育課長、学校教育課指導主事、教頭
- (3) 内容

今年度の学校経営の成果と課題を踏まえ、次年度の学校経営の充実を図るために実施した。教育委員から各学校への質問、グループ別の学校ごとの課題に対して取り組むべき内容について指導が行われた。

6 総合教育会議

(1) 第1回

期 日 : 5月16日(月) 場 所 : 庁議室

出席者 : 市長、副市長、教育長、教育委員4人、総務課2人、教育委員会7人、企画政策課3人

報告協議 : ア 地域コミュニティ協議会の設立推進について

イ 小規模校入学特別認可制度に係るスクールタクシーの見直しについて(案)

ウ 令和4年度に取り組む学校の在り方検討について(案)

(2) 第2回

期 日 : 9月29日(木) 場 所 : 庁議室

出席者 : 市長、副市長、教育長、教育委員4人、総務課2人、教育委員会9人

報告協議 : ア 学校給食調理及び配送業務の民間委託について

イ 学校の在り方に関する説明会における学校からの参考意見等について

(3) 第3回

期 日 : 2月8日(水) 場 所 : 庁議室

出席者 : 市長、副市長、教育長、教育委員4人、総務課3人、教育委員会12人

報告協議 : ア 今後の組織機構再編の見通しについて

4 反省及び評価点

令和2年度から第2次志布志市教育振興基本計画に基づき、本市教育行政の推進を図っており、基本目標である「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」の実現に向け、学校・家庭・地域が一体となって、様々な施策を講じているところである。

この第2次志布志市教育振興基本計画は、令和元年度までの5年間における教育施策の検証と成果・課題に基づき作成されており、私たち教育委員自身が学校訪問や地域との交流活動を通して、今後も現状の把握に努める必要がある。

学校教育においては、豊かな心の育成、健やかな体の育成、確かな学力の定着を目指し、夢や目標、あこがれをもって努力していく児童生徒を育成する教育活動が展開されているか、教育委員会と連携した学校訪問や学校を様々な学校参観等あらゆる機会を通して助言している。定例教育委員会での報告を基に、問題行動やいじめ、不登校等の現状把握に努めているが、今後も解決へ向け連携を図っていく必要がある。諸学力検査等の結果についても、各校の状況を見極め、第2次志布志市教育振興基本計画にある数値目標が達成されているかを確認していくとともに、鹿児島大学等との連携の充実や志学教室の内容の工夫及び出席率向上につながる取組について検討していきたい。

教育の原点である家庭での教育力を高めるため、各小中学校や幼稚園、認定こども園での家庭教育学級の開設や、講演会の開催、子育て手帳による啓発活動等、学習機会の充実を図るとともに、地域のリーダーを育成するため、JACOクラブの活動や青少年研修などの社会教育活動に対し、私たち教育委員も常に関心を持ちながら取り組んでいるところである。新型コロナウイルス対策の規制緩和に伴い、生涯学習推進事業や生涯スポーツ事業等の様々なイベントが再開され活気を取り戻しつつある。今後の生涯学習は、変化に対応しながら個人の成長や社会の発展を目指す重要な要素となることから、コロナ禍で培った柔軟な発想や適応力などで新たな形態の生涯学習事業の推進に努める必要がある。

小規模校入学特別認可制度に係るスクールタクシーによる通学については、保護者負担の平準化を図り、持続可能な制度とするため、3年間の経過措置を設けた上で、令和7年度限りで廃止し、令和8年度からは自力通学に対する補助金で支援することとした。また、今後6年間で急激に児童数が減少することが見込まれるため、市内全ての小学校の管理職、PTAの役員等に対して、今後の児童生徒数の推移について説明を行い、情報提供を行うとともに率直な意見等を伺った。その後、児童減少に関する動画を制作し、今後の児童生徒数の推移とともに小学生の保護者に視聴していただいた上で、小学校の在り方に関するアンケート調査を実施した。今後、このアンケート結果等を基に、児童が減少する中で、将来の担い手となる子どもたちにとっての「より良い学びの場」について、保護者や地域等と協議をしていく必要がある。

令和4年度から始まった第2次志布志市総合振興計画（後期）においても、市長

部局と十分な意思疎通を図りながら、本市の教育課題を共有し、より一層市民の意思を反映した教育行政を推進していきたい。

※ 外部評価（外部評価委員の意見）

小規模校入学特別認可制度に係るスクールタクシーの見直しについては、特色ある学びの学校への通学を希望するのであれば、送迎に関しては、保護者が責任を持って行っていただくよう見直しが行われたことを評価したい。

また、いじめ・不登校等への対応等に関しては、定例教育委員会に指導主事が出席し、学校での事実確認等の状況説明等を行い、教育委員から指導や助言をいただいていることは、良いことである。今後も情報共有を図って、組織として問題解決に当たることを期待する。

今回、外部評価の対象となった6つの事業については、教育委員会の自己評価は5つがAであり、外部評価委員会としても継続妥当であった。自己評価がBであった事業の見直しも含め、今後も、引き続き課題解決の検討に努め、より事業効果が高められるよう、更なる事業充実を期待したい。

5 令和4年度 教育委員会委員名簿

(令和4年4月1日現在)

| 職名 | 氏名 | 任期回数 | 当初任命日 | 現在の任期 | 女性委員 | 保護者 | 備考 |
|---------------|-------|------|------------|-------------|------|-----|----|
| | 職業 | | | | | | |
| 教育長 | 福田裕生 | 1 | R3. 2. 24 | R03. 2. 24～ | | | |
| | 公務員 | | | R06. 2. 23 | | | |
| 委員 (職務代理者) | 松原治美 | 5 | H18. 2. 24 | R04. 2. 24～ | | | |
| | 会社役員 | | | R08. 2. 23 | | | |
| 委員 | 島津陽亮 | 2 | H28. 2. 24 | R02. 2. 24～ | | ○ | |
| | 会社役員 | | | R06. 2. 23 | | | |
| 委員 | 津町千代子 | 2 | H29. 3. 4 | R03. 3. 4～ | ○ | | |
| | 歯科衛生士 | | | R07. 3. 3 | | | |
| 委員 | 益田裕子 | 1 | H31. 3. 2 | H31. 3. 2～ | ○ | | |
| | 会社員 | | | R05. 3. 1 | | | |

6 各課主要事業の説明及び外部評価

- | | |
|-------|------------------|
| 教育総務課 | ① 学校給食費補助事業 |
| | ② 小・中学校施設老朽化改修事業 |
| 学校教育課 | ③ 学力向上推進事業 |
| | ④ 生徒指導推進事業 |
| 生涯学習課 | ⑤ 志布志市青少年研修事業 |
| | ⑥ ブックスタート事業 |

| | | | | |
|-----|-----------|----------|-----|----------|
| 事業名 | 学校給食費補助事業 | | 所管課 | 教育総務課 |
| 事業費 | 予算額 | 62,215千円 | 決算額 | 58,533千円 |

(事業概要)

1 目的

市内及び市外小・中学校の児童及び生徒を養育している世帯の学校給食を半額補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援を行う。

2 事業内容

保護者が志布志市内に住所を有し、市内及び市外の小・中学校に就学している場合において、児童又は生徒の学校給食費の半額を助成する。

- (1) 保護者が市内に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としており、市内小・中学校に在学する児童生徒を養育していること。
- (2) 保護者が市内に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としており、市外の小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)に通学する児童生徒を養育していること。

【令和4年度実績】 補助額 ○ 小学生 月額 3,950円×1/2=1,975円
○ 中学生 月額 4,600円×1/2=2,300円

<市内小中学校>

| 学校名 | 対象者 | 補助金額 |
|--------|---------|--------------|
| 松山小学校 | 74人 | 1,558,355 円 |
| 泰野小学校 | 49人 | 1,049,374 円 |
| 尾野見小学校 | 72人 | 1,564,200 円 |
| 志布志小学校 | 284人 | 6,135,388 円 |
| 香月小学校 | 276人 | 5,931,759 円 |
| 潤ヶ野小学校 | 33人 | 699,860 円 |
| 安楽小学校 | 245人 | 5,299,799 円 |
| 田之浦小学校 | 32人 | 695,200 円 |
| 森山小学校 | 14人 | 296,250 円 |
| 伊崎田小学校 | 76人 | 1,651,100 円 |
| 蓬原小学校 | 81人 | 1,695,426 円 |
| 野神小学校 | 133人 | 2,840,700 円 |
| 有明小学校 | 151人 | 3,275,426 円 |
| 通山小学校 | 134人 | 2,886,030 円 |
| 原田小学校 | 44人 | 938,310 円 |
| 山重小学校 | 47人 | 1,021,075 円 |
| 小 計 | 1,745 人 | 37,538,252 円 |
| 松山中学校 | 98人 | 2,439,919 円 |
| 志布志中学校 | 383人 | 9,544,806 円 |
| 宇都中学校 | 144人 | 3,595,876 円 |
| 有明中学校 | 165人 | 4,136,017 円 |
| 伊崎田中学校 | 39人 | 955,611 円 |
| 小 計 | 829 人 | 20,672,229 円 |
| 合 計 | 2,574 人 | 58,210,481 円 |

<市外小中学校、義務教育学校又は特別支援学校>

| 学校名 | 対象者 | 補助金額 |
|------|-----|-----------|
| 市外学校 | 15人 | 322,308 円 |

3 反省及び評価点

志布志市立学校給食センターでは、成長期である児童生徒の心身の発達のため、地産地消も推進しながら、安全安心な学校給食の提供に努めている。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、複合的な要因によるコスト高騰は、子育て世帯の経済的負担を大きくしており、給食費の半額補助は保護者にとって安心して子育てができる支援であると評価できる。

1 事業内容

| | |
|----------|--|
| 事務事業名 | 学校給食費補助事業 |
| まちづくり方針 | 4<保健・医療・福祉>生き生きと笑顔で暮らせるまち |
| 個別目標（施策） | 3 安心して子どもを産み育てることができるまち |
| 施策（基本事業） | 1 子育て支援の充実 |
| 目的 | 市内及び市外小・中学校の児童及び生徒を養育している世帯の学校給食を半額補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援を行う。 |
| 効果 | 事業を実施することで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備を図り、少子化対策を推進することができる。 |

2 自己評価

| 評価項目(評価の視点) | | 評価区分 | | 判定 | 理由 |
|-------------|-------------------|--|-----------------------------|----|--|
| 目的 妥当性 | 必要性・緊急性は高いか | A | 市民生活に関わる緊急の事業である | A | 学校給食法の趣旨に鑑み、心身の健全な発達のために学校給食は必要である。 |
| | | B | 緊急ではないが、必要性がある | | |
| | | C | 必要性や緊急性が低い | | |
| 目的 妥当性 | 施策目的達成の手段として妥当か | A | きわめて有効な手段である | A | 保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援するためにはかなり有効な手段である。 |
| | | B | ある程度政策達成に貢献していて妥当である | | |
| | | C | 妥当とは言えない | | |
| 目的 妥当性 | 公共関与の妥当性 | A | 市が実施しなければいけない | A | 給食食材費は、本来保護者が負担すべきであるが、子育て世帯の経済的負担を少なくすることで、子育て支援の充実が図られ妥当である。 |
| | | B | 一部、民間で実施可能である | | |
| | | C | 民営化、民間実施が可能である | | |
| 有効性 | 成果が得られているか(目的達成度) | A | 目標を達成している | A | 保護者の経済的負担を軽減され、子どもを育てやすい環境が得られている。 |
| | | B | 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能 | | |
| | | C | かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難 | | |
| 効率性 | 経費削減の手法はないか | A | 削減できない(対象・活動量削減も不可) | A | 給食食材に係る給食費のみの予算であるため、これ以上の事業費削減は困難である。 |
| | | B | 対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある | | |
| | | C | 経費削減の余地がある | | |
| 公平性 | 対象や受益者負担の設定は適切か | A | 適切である(対象変更や負担の見直しは不可能) | A | 保護者が市内に住所を有している者で、小・中学生を養育している世帯及び市外の学校へ通学している世帯を対象としており、食材費のみの予算であるため適切である。 |
| | | B | 対象や負担の見直しの余地がある | | |
| | | C | 適切でない | | |
| | 総合評価 (事業の方向性) | 総合評価:A実施 市内の児童生徒約3,000食を安全安心を第一に提供しており、心身の健全な発達等に資するという給食の目的には必要不可欠な事業である。また、令和5年8月から調理業務及び配送業務を、より専門的なノウハウを持っている民間事業者へ委託することを決定しており、2学期の9月から受託事業者による給食提供を予定している。 | | | |

3 外部評価

| | |
|---------|--|
| 外部委員の意見 | 学校給食費の半額補助は、補助開始前にあった給食費の未払いが解消するなど、子育て世代の負担軽減につながっている。また、令和5年度の2学期から給食センターの調理・配送業務を民間委託し、更なる食育の推進に取り組んでいくとのことだが、お箸の握り方や食品ロス等についても、取り組んでいただくことを期待する。 |
|---------|--|

| | | | | |
|-----|----------------|------------|-----|-----------|
| 事業名 | 小・中学校施設老朽化改修事業 | | 所管課 | 教育総務課 |
| 事業費 | 予算額 | 183,040 千円 | 決算額 | 178,574千円 |

(事業概要)

1 目的

令和2年度に「志布志市学校施設等長寿命化計画」を策定し、維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、学校施設に求められる機能を確保するため、地域における学校施設の役割等を考慮した上で、長期的な施設整備の計画を進めている。

また、国の学校環境改善交付金を活用し、老朽に伴う外壁の劣化や、環境改善に伴う強化ガラスへの更新など、質的改善に取り組みながら、小中学校21校の施設を適切に維持保全することを目的とする。

2 事業内容

(1) 老朽化改修工事

ア 蓬原小学校屋内運動場老朽化改修工事
鉄筋コンクリート造 平屋建 1,013㎡

外部改修 : 外壁浮き部改修(剥落防止)・屋上防水改修・段差解消
内部改修 : 内壁浮き部改修(剥落防止)・床改修・建具改修

イ 宇都中学校屋内運動場老朽化改修工事
鉄筋コンクリート造 平屋建 780㎡

外部改修 : 外壁浮き部改修(剥落防止)・屋上防水改修
内部改修 : 内壁浮き部改修(剥落防止)・床改修・建具改修

(2) 次年度改修事業設計業務

ア 田之浦小学校校舎老朽化改修工事实施設計業務委託

イ 山重小学校屋内運動場老朽化改修工事实施設計業務委託

3 反省及び評価点

老朽化改修工事においては、屋内運動場の改修工事を行い、老朽化の著しい箇所については、全面改修を行うことができた。環境改善がなされたことで、学校行事や課外活動などで更に安心安全な利用ができています。

学校施設の老朽化がピークを迎える中、子どもたちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要であり、国も計画的・効率的な施設整備を推進していることから、学校施設環境改善交付金を積極的に活用し、長寿命化計画書に則った適正な時期の改修工事に取り組み、トータルコストの縮減を行いながら、児童生徒の安全安心な教育環境の整備に努めていく必要がある。

1 事業内容

| | |
|----------|--|
| 事務事業名 | 小・中学校施設老朽化改修事業 |
| まちづくり方針 | 5 〈教育・文化〉文化・財産を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち |
| 個別目標（施策） | 1 地域住民と連携した教育のまちをつくる |
| 施策（基本事業） | 2 学校教育の充実 |
| 目的 | 学校施設については、児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、非構造部材の耐震性能の確保を含め、老朽施設の質的整備を図る。 |
| 効果 | 児童・生徒が安全で適正かつ良好な学習環境で学べる。 |

2 自己評価

| 評価項目(評価の視点) | | 評価区分 | | 判定 | 理由 |
|-------------|-------------------|---|-----------------------------|----|---|
| 目的 妥当性 | 必要性・緊急性は高いか | A | 市民生活に関わる緊急の事業である | A | 学校や地域活動だけでなく、災害時の避難等、市民生活にも関わることから、必要な事業である。 |
| | | B | 緊急ではないが、必要性がある | | |
| | | C | 必要性や緊急性が低い | | |
| 目的 妥当性 | 施策目的達成の手段として妥当か | A | きわめて有効な手段である | A | 良好な学習環境を形成する手段として有効である。 |
| | | B | ある程度政策達成に貢献していて妥当である | | |
| | | C | 妥当とは言えない | | |
| 目的 妥当性 | 公共関与の妥当性 | A | 市が実施しなければいけない | A | 市立の小・中学校は、設置者である市がその学校の経費を負担する。 |
| | | B | 一部、民間で実施可能である | | |
| | | C | 民営化、民間実施が可能である | | |
| 有効性 | 成果が得られているか(目的達成度) | A | 目標を達成している | A | 学習環境の改善がなされており、目標が達成されている。 |
| | | B | 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能 | | |
| | | C | かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難 | | |
| 効率性 | 経費削減の手法はないか | A | 削減できない(対象・活動量削減も不可) | B | トータルコストの検証から使用材料や手間を見直すことで可能だが、各地域の整備に差が出るおそれがある。 |
| | | B | 対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある | | |
| | | C | 経費削減の余地がある | | |
| 公平性 | 対象や受益者負担の設定は適切か | A | 適切である(対象変更や負担の見直しは不可能) | A | 市内全学校を経過年数により年次的に計画しており公平・公正である。 |
| | | B | 対象や負担の見直しの余地がある | | |
| | | C | 適切でない | | |
| | 総合評価(事業の方向性) | 総合評価:A実施 学校利用者だけでなく、地域活動にも利用され、評価も得られた。ガラスを強化ガラスに変更するなど、防災機能の向上のための整備のほか、今後も、屋内運動場を含む学校施設を年次的に改修していくことで、児童生徒が安全で適正かつ良好な学習環境を整えていく。 | | | |

3 外部評価

| | |
|---------|--|
| 外部委員の意見 | 小・中学校施設老朽化改修については、子どもの教育環境を整えるために、計画的に実施していく必要がある。評価事項外であるが、学校助手が行っている鉢植え等については、栽培が効率的にできるようそれぞれの学校状況を見ながら、作業環境を改善してほしい。 |
|---------|--|

| 事業名 | 学力向上推進事業 | | 所管課 | 学校教育課 |
|---|----------|----------|-----|-------------|
| 事業費 | 予算額 | 15,747千円 | 決算額 | 13,818,426円 |
| (事業概要) | | | | |
| 1 目的 | | | | |
| 国や県が実施する各種学力調査を通して、市内小・中学校の児童生徒の学力の現状についてとらえ、各校に学力向上アクションプランを作成させ、授業改善及び教職員の資質向上を図り、家庭・地域と協働しながら学力定着・向上を図る。 | | | | |
| 2 事業内容 | | | | |
| (1) 諸検査等の実施 標準学力検査(NRTやCRT)の実施 知能検査、学習適応性検査の実施 | | | | |
| (2) 全国学力・学習状況調査の実施(文部科学省事業) 全国の小学6年生、中学3年生を対象に実施 | | | | |
| (3) 鹿児島学習定着度調査の実施(県事業) 県内の小学5年生、中学1・2年生を対象に実施(令和5年1月17日～18日) | | | | |
| (4) 児童生徒の確かな学力の定着に向けた取組 内容 確かな学力の定着に向けた実際の取組について ① 学力向上アクションプランの作成 ② 志学教室 ③ 道徳教育総合支援事業 ④ キャリア教育の推進 ⑤ 幼保小連携の強化 ⑥ 理科観察実験支援事業 ⑦ 小・中連携の強化 ⑧ 小・中一貫教育の研究 ⑨ 鹿児島大学等との連携事業 ⑩ 夏休み学習教室 ⑪ 教職員へのタブレットパソコン導入 ⑫ コミュニティスクール(全小・中学校) ⑬ 中学生英語技能検定実施事業 | | | | |
| (5) 志学教室(土曜学習教室の開催) 中学生を対象として、数学・英語の教科で土曜学習教室を年16回実施 平成30年度から3会場での実施(松山会場・志布志会場・有明会場) 令和4年度講座申込人数107人 出席率平均53%(令和3年度は124人 出席率平均50%) | | | | |
| (6) 校内研修への指導助言 各学校の校内研修へ参加し、指導案検討、研究授業に対する指導・助言 (指導主事・学校専門員5人で年間延べ40回)(令和3年度は35回) (鹿児島大学教育学部教授等による指導助言 年間23回)(令和3年度は年間17回) | | | | |
| 3 反省及び評価点 | | | | |
| (1) 全国学力・学習状況調査において、小学校は国語-2.8、算数-3.3、理科+1.6となっている。中学校においては、国語-7.3、数学-12.0、理科-7.7となっている。鹿児島学習定着度調査においては、小学校は県平均以下、中学校においては、中2の英語以外県平均以下である。小学校においては、課題解決に必要な情報や条件を読み取る力を更に高め、中学校においては、基礎・基本の定着を図るための継続的な取組が必要である。 | | | | |
| (2) 志布志市確かな学力向上第2ステージ(R2～6)においては、確かな学力の定着に向けた提言を基に、学校教育・社会教育が連携した学力向上の取組を行っており、児童生徒の学力向上に成果が表れてきている。全国学力・学習状況調査の問題ごとの通過率や誤答傾向を受け、各学校の学力向上アクションプランを改善し、授業改善に役立てるとともに、補充指導や指導法の工夫改善に努めるよう指導していく。 | | | | |
| (3) 土曜学習教室「志学教室」は、平成30年度より3会場で実施し、参加しやすい環境を整え、土曜日を規則正しく過ごそうとする習慣が定着してきている。また、出席率も50%を越え、夢プロジェクト(企業参観や講演、スポーツ教室等)を通し、将来の夢の実現に向けた抱負を語る感想も多く見られた。今後の内容の充実を図りたい。 | | | | |
| (4) 鹿児島大学教育学部教授や指導主事が校内研修へ出向き指導助言することにより、各校の研究テーマや授業改善の方策につながった。また、タブレット活用に関する研修を実施することにより、「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」では、教員のICT活用指導力の4項目のうち3項目(教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力、授業にICTを活用して指導する能力、児童生徒のICT活用を指導する能力)において令和3年度より向上が見られた。 | | | | |
| (5) 国や県が実施する標準学力検査等の結果から、学校間に学力の差がある。また、教科間においても差があるので、個々のつまずきに合わせて全校体制で補充指導の充実を図っている。また授業の充実を図る一方、学校運営協議会の中で学力について協議するなど、地域と共に協働する道筋をつくっていく必要がある。 | | | | |
| (6) 市内全体で1年133人、2年173人、3年155人の合計461人(前年度より101人増:全生徒中55.4%)の生徒が中学校英語技能検定実施事業の助成を利用し英検を受験した。英語を意欲的に学習する生徒の増加につながった。(2級8人、準2級17人、3級106人、4級147人、5級183人) | | | | |

1 事業内容

| | |
|----------|---|
| 事務事業名 | 学力向上推進事業 |
| まちづくり方針 | 5 <教育・文化> 伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち |
| 個別目標（施策） | 1 地域住民と連携した教育のまちをつくる |
| 施策（基本事業） | 2 学校教育の充実 |
| 目的 | 国や県が実施する各種学力調査を通して、市内小・中学校の児童生徒の学力の現状についてとらえ、各校に学力向上アクションプランを作成させることで授業改善に役立てる。さらに職員研修を充実させることで教職員の資質向上を図り、家庭・地域と協働しながら学力定着を図る。 |
| 効果 | 各学力調査の問題ごとの通過率や誤答傾向の分析を通し、各学校の学力向上アクションプランが改善され、授業改善に役立てられている。また、鹿児島大学教授の専門性を生かした授業づくり、ICT支援員によるタブレット活用法研修等により教職員の資質向上が図られた。 |

2 自己評価

| 評価項目（評価の視点） | | 評価区分 | | 判定 | 理由 | |
|--------------|-------------------|---|-----------------------------|----|--|---------------------------------------|
| 目的 妥当性 | 緊急性・必要性は高いか | A | 市民生活に関わる緊急の事業である | A | 児童生徒に確かな学力を身に付けさせることは、学校教育の課題の一つであり、学力の定着・向上対策への取組は必要である。 児童生徒の学力の実態を把握し、施策を講じるためには、きわめて有効かつ重要な手段である。 基本的な方針及び施策については市が実施している。標準学力検査（NRTやCRT）や知能検査等は、民間に委ねている。 | |
| | | B | 緊急ではないが、必要性がある | | | |
| | | C | 必要性や緊急性が低い | | | |
| | 施策目的達成の手段として妥当か | A | きわめて有効な手段である | A | | |
| | | B | ある程度政策達成に貢献していて妥当である | | | |
| | | C | 妥当とは言えない | | | |
| 公共関与の妥当性 | A | 市が実施しなければいけない | B | | | |
| | B | 一部、民間で実施可能である | | | | |
| | C | 民営化、民間実施が可能である | | | | |
| 有効性 | 成果が得られているか（目的達成度） | A | 目標を達成している | B | 県の学力に関する調査において通過率を下回る現状であるが、成果が見えつつあり、伸びる可能性が十分にある。 | |
| | | B | 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能 | | | |
| | | C | かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難 | | | |
| 効率性 | 経費削減の手法はないか | A | 削減できない（対象・活動量削減も不可） | A | | 学力検査等の単価は決められており、市としては、これ以上の削減は困難である。 |
| | | B | 対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある | | | |
| | | C | 経費削減の余地がある | | | |
| 公平性 | 対象や受益者負担の設定は適切か | A | 適切である（対象変更や負担の見直しは不可能） | A | 学力検査等の費用を受益者負担にすることは、公教育の性質上好ましくない。 | |
| | | B | 対象や負担の見直しの余地がある | | | |
| | | C | 適切でない | | | |
| 総合評価（事業の方向性） | | 総合評価：A実施 国や県が実施する標準学力検査等において、小・中学校は県平均を上回っている教科もあり、ここ数年で着実に県との差が縮まっている。しかし、教科・学校間において差が見られる。R5年度は「楽しくてたまらない授業づくり」を市内21校の共通テーマとして設定し、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善に「チーム志布志」として取り組んでいく。また、中学生英語技能検定実施事業を生かし、英語の学習意欲の向上を図りたい。さらに、人格の完成を図る上でも、知育・徳育・体育とのバランスに配慮した学力向上は、学校教育の最大の使命であることを念頭に置き、今年度は、学力向上推進アドバイザー、情報教育推進アドバイザー、体力向上推進アドバイザー、特別支援教育推進アドバイザーに加え、外国語教育推進アドバイザーを委嘱し、「学校の力、家庭の取組、地域との支え合い」を合言葉にして取組を推進していく。 | | | | |

3 外部評価

| | |
|-----------|---|
| 外部評価委員の意見 | 共通テーマの「楽しくてたまらない授業づくり」に向けて、児童生徒が不得意とする部分を克服するためにICTを活用するなど、更に学習者主体となる取組を推進していただきたい。 |
|-----------|---|

| | | | |
|-----|----------|---------|------------|
| 事業名 | 生徒指導推進事業 | 所管課 | 学校教育課 |
| 事業費 | 予算額 | 6,472千円 | 決算額 |
| | | | 6,227,813円 |

(事業概要)

1 目的

学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、よりよい生徒指導態勢を確立する。併せて、いじめ問題の早期発見・早期解決を図るとともに、新たな不登校生の出現の抑止に取り組む。

2 事業内容

| 事業 | ねらいや内容 | 成果等 |
|--------------------------------|---|--|
| スクールソーシャルワーカー配置 (6人) | (1) スクールソーシャルワーカー(SSW)研修会を毎月開催し、生徒指導に係る問題等の情報を共有するとともにその解決の方策を協議する。 (2) 各学校における生徒指導に係る問題等の会議に出席し、児童生徒や保護者の相談活動に役立てる。(随時) (3) 学校いじめ防止基本方針の定める組織の一員として、いじめの未然防止、早期発見・解決に努める。 | 毎月末(全12回) 学校訪問等の回数(R4:年間644回)(R3:622回) 家庭訪問等の回数(R4:年間234回)(R3:212回) 上記の学校訪問・家庭訪問以外(適応指導教室・研修会等)で143回、計1021回(R3:計976回) ケース会議開催回数(年間7回)(R3:11回) コロナ禍にあり訪問回数は減ったが、家庭訪問や学校の会議、不登校対策連絡会等に参加して情報を共有したり、担当者と打ち合わせたりすることで、学校と連携した取組で、不登校児童生徒の3分の1近くが登校できるようになるなどの改善傾向が見られるようになってきた。 |
| スクールカウンセラー配置 (2人) | (1) 県事業(一部市事業)であるスクールカウンセラー(SC)を委嘱、配置する。 (2) 臨床心理に関する高度で専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置することで、児童生徒の問題行動等の解決に資する。 | 全小・中学校(R4:年間115回)(R3:115回) 相談回数(R4:291回)(R3:252回) 上記の実績により、不登校や問題行動などの個別の状況に応じた支援方策を助言いただき、児童生徒が安心して学校生活を送れるようになったり、別室登校できたりするなど、状況の改善が図られるケースが増えてきた。 |
| 子どものサポート体制整備事業 (適応指導教室「松風」) | (1) 不登校や不登校傾向にある児童生徒に対して適応指導教室(ふれあい教室「松風」)へ通級を推奨し、学校や保護者と連携を図りながら学校へ復帰するための支援を行う。 (2) 午前は教科学習や自立活動に取り組み、それぞれの課題に応じた学びに取り組みさせる。 (3) 午後は体育館でバドミントン等の運動を通して基礎体力を身に付けさせ、心身の健康にも配慮する。 (4) 校外での社会科見学や農作物栽培などの農作業など、様々な体験活動を通して豊かな心を育めるようにする。 | 通級児童生徒数9人(中学生7、小学生2)(R3:10人 中学生9、小学生1) 不登校で学習する機会が少なかった中学3年生に対して、個に応じた学習支援や生活改善への指導等によって、4人が高校進学を果たすことができた。 自立に向けた農作業や異学年交流の運動、教科学習を行ったり、学校や保護者とのつながりを再構築したりしたことで、小学生と中学生の2人は、在籍学校へ再登校できるようになった。 |
| 生徒指導主任等会 | (1) 各小・中学校の生徒指導担当者が一堂に会し、生徒指導に関する諸問題の共通理解及びその解決を図る機会とする。 | 各学校の問題行動への取組等を情報交換、共通理解することで、自校のいじめや不登校への具体的な対策が行われるようになってきている。 |
| 生徒指導に関する月例報告 | (1) 各小・中学校の生徒指導に関する問題行動や家庭・地域との連携の状況を月ごとに把握し指導に生かす。 | 毎月末学校から報告があることで、問題行動への取組や学校の支援体制等へ具体的に指導することができ、問題行動やいじめ問題の解決につながることができた。 |

3 反省及び評価点

- (1) スクールソーシャルワーカー配置事業を市単独継続事業にしていることで、児童生徒や保護者、学校の実態に応じた訪問活動が充実している。今後も新たな不登校を生み出さないために、取組を継続していく必要がある。
- (2) 心理面で悩みを抱える児童生徒の相談や不登校、問題行動等に対する職員の指導方法等に対し、臨床心理士・公認心理師の立場のスクールカウンセラーから指導・助言をいただくことにより、学校・教育委員会・保護者がチームとして問題の解決を図ることにつながった。
- (3) 適応指導教室においては自立を目指し、コミュニケーション力や体力の向上、生活習慣の改善を図ることができた。中学3年生の進路指導においては、学校と緊密な連携を図りながら、取り組むことができた。
- (4) 長期休業中における共通指導項目等を確認し、組織的に指導体制を整えることができた。
- (5) いじめや不登校、転出入の状況を月ごとに把握し、各学校の指導の状況や改善状況等について分析し、その後の指導に生かすことができた。
- (6) 全ての児童生徒を対象とした「居場所づくり」「絆づくり」に取り組んだが、新たな不登校生の出現がやや増加した。学校と連携した不登校対策に取り組んでいく必要がある。
- (7) 子育てに悩んでいる保護者に対し、関係機関と連携・協力した支援体制強化と併せて学校教育課に公認心理士等、有資格者の配置について検討する必要がある。
- (8) 発達障害等の疑いのある児童生徒への対応について、包括連携協定を結んでいる鹿児島大学をはじめ諸関係機関の協力を得て、教員や保護者の研修を更に充実していく必要がある。

1 事業内容

| | |
|-----------|--|
| 事務事業名 | 生徒指導推進事業 |
| まちづくり方針 | 5 <教育・文化>伝統・文化を守り育みく、次代へつなげる人づくりのまち |
| 個別目標 (施策) | 1 地域住民と連携した教育のまちをつくる |
| 施策 (基本事業) | 2 学校教育の充実 |
| 目的 | 学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、よりよい生徒指導態勢を確立する。併せて、いじめ問題の早期発見・早期解決を図るとともに、新たな不登校生の出現の抑止に取り組む。 |
| 効果 | 該当児童生徒を取り巻く諸関係機関との連携が図られ、解決に向けてよりよい方策を模索する態勢が整備できてきた。また、いじめ問題の早期発見、早期解決や新たな不登校の出現の抑止も図られてきた。 |

2 自己評価

| 評価項目(評価の視点) | | 評価区分 | | 判定 | 理由 |
|--------------|-------------------|--|-----------------------------|----|--|
| 目的 妥当性 | 緊急性・必要性は高いか | A | 市民生活に関わる緊急の事業である | A | 不登校問題は依然として本市の抱える喫緊の課題である。新規の不登校児童生徒が出現しないよう、小中連携や学力の向上、生活習慣の確立に向けて、今後も学校・家庭・地域が一体となって具体策を講じる必要がある。 |
| | | B | 緊急ではないが、必要性がある | | |
| | | C | 必要性や緊急性が低い | | |
| | 施策目的達成の手段として妥当か | A | きわめて有効な手段である | A | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員による関係機関との連携をはじめ、各学校においても組織的な取組ができており、非常に有効な手段となっている。 |
| | | B | ある程度政策達成に貢献していて妥当である | | |
| | | C | 妥当とは言えない | | |
| | 公共関与の妥当性 | A | 市が実施しなければいけない | A | 児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域・関係機関等との連携は不可欠であり、児童生徒の健全育成に向けては市が社会総ぐるみで推進していく体制を整える必要がある。 |
| | | B | 一部、民間で実施可能である | | |
| | | C | 民営化、民間実施が可能である | | |
| 有効性 | 成果が得られているか(目的達成度) | A | 目標を達成している | B | いじめ問題については早期発見・早期解決が図られ、過去の事案も再調査することができた。しかし、不登校生の出現率・人数が3.21%80人(小1.62%27人, 中6.61%53人)で、昨年度の出現率・人数の1.96%51人(小0.63%11人, 中4.79%40人)より増加したので、減少できるように管理職研修会や生徒指導主任担当者会などで啓発を図る。 |
| | | B | 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能 | | |
| | | C | かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難 | | |
| 効率性 | 経費削減の手法はないか | A | 削減できない(対象・活動量削減も不可) | A | 課題を解決し、人格の完成を図る上からも喫緊の課題が残されており、削減は不可能である。 |
| | | B | 対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある | | |
| | | C | 経費削減の余地がある | | |
| 公平性 | 対象や受益者負担の設定は適切か | A | 適切である(対象変更や負担の見直しは不可能) | A | 本市に在籍する全ての児童生徒に起こりうる問題であり、公教育の性質上、市が負担すべきである。 |
| | | B | 対象や負担の見直しの余地がある | | |
| | | C | 適切でない | | |
| 総合評価(事業の方向性) | | <p>総合評価:A実施</p> <p>いじめや不登校問題等は、在籍する全ての児童生徒に起こりうる問題である。また、いつ、どこで発生するかを予見することは大変難しい問題であり、今後も市として継続的で一体的な対応が必要である。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置事業、適応指導教室「松風」等との関係機関等の連携を深めるとともに、専門的な知見を有する大学研究者や状況によっては弁護士からの助言も受けながら、問題の未然防止と初期対応、解決に取り組まなければならない。</p> <p>また、新たな不登校生出現の抑止や不登校の解消のために、児童生徒のみならず、保護者の支援に地域社会と一体となった取組を更に進めていく必要がある。</p> | | | |

3 外部評価

| | |
|-----------|--|
| 外部評価委員の意見 | 生徒指導は、様々な機関と協力・連携しながら取り組んでいるが、より複雑化・困難化しているため、専門性を持った人材を配置し、助言や指導を受けることで、迅速に対応していく必要がある。そうすることで、教職員の業務を軽減し、子どもと向き合う時間を確保することに取り組んでほしい。 |
|-----------|--|

| | | | | |
|-----|-------------------|---------|-----|-------|
| 事業名 | 志布志市青少年研修事業（国内研修） | | 所管課 | 生涯学習課 |
| 事業費 | 予算額 | 4,919千円 | 決算額 | 763千円 |

（事業概要）

1 目的

志布志の将来を担う青少年を県外に派遣し、また、相互に交流することで、異文化や異年齢集団の中で自己の確立と資質の向上を図る。

2 事業内容

- (1) 対象者 小学5年生から中学3年生まで
- (2) 募集定員 10人
- (3) 事業内容 夏休み中に山形県酒田市の子どもをホームステイ(3泊4日)させ、冬場(研修日の金・月は学校は出席扱い)に酒田市に志布志の子どもをホームステイ(3泊4日)させる相互交流研修。
 ・令和元年度:酒田市の参加者がおらず、冬の山形派遣のみ実施。
 ・令和2、3年度:新型コロナの影響により、事業を中止。
 ・令和4年度:新型コロナの影響で酒田市からの派遣は中止。
 冬の派遣のみ実施。

| | 定員 | 申込者 | 参加者 |
|--------|----|-----|-----|
| 平成29年度 | 10 | 17 | 9 |
| 平成30年度 | 10 | 12 | 10 |
| 令和元年度 | 10 | 11 | 10 |
| 令和2年度 | 10 | - | - |
| 令和3年度 | 10 | - | - |
| 令和4年度 | 10 | 37 | 10 |
| 合計 | | 77 | 39 |

3 反省及び評価点

- (1) 日常生活を送る志布志市と気候や文化の異なる山形県での研修は、子ども達に多くの気づきと感動を与え、親元を離れて生活することで、自立と資質の向上を促す大変意義のある研修となっている。
- (2) 酒田市は複数の研修事業を行っており、志布志市との研修は、酒田市松山地域の子どもの児童を対象としていることから参加者の確保が困難な年もあった。
 また、酒田市から次年度(令和5年度)において研修事業の精査を行うため、夏の派遣は行わない旨の連絡があり、現在のところ冬の派遣のみ計画し、協議を継続している状況である。
- (3) ホームステイ形式の相互交流ということで、受入れ家庭の保護者の負担感が大きくなっている。前年度は、山形への派遣のみの研修であったため、応募者多数であったが、従来の形式に戻した場合、双方の市において参加者の確保が困難となること懸念される。
- (4) 研修を通して異文化や異年齢集団の中で自己の確立と資質の向上を図るという点では有効な手段であるが、年間を通じての研修ではなく、短期間の研修であるため、研修生の資質向上にどのようにつながったか、把握が難しい。

1 事業内容

| | |
|----------|---|
| 事務事業名 | 志布志市青少年研修事業 |
| まちづくり方針 | 5 <教育・文化>心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち |
| 個別目標（施策） | 2 多様な志を育むまち |
| 施策（基本事業） | 2 社会教育の充実 |
| 目的 | 志布志の将来を担う青少年を県外（山形）に派遣し、また、相互に交流することで、異文化を体験し、異年齢集団の中で自己の確立と資質の向上を図る。 |
| 効果 | 相互交流や異年齢集団活動を通して、青少年の健全育成が図られるとともに地域リーダーとしての資質が養われる。また、異文化に触れることで、故郷を見つめ直し、新たな気づきが生まれる。 |

2 自己評価

| 評価項目（評価の視点） | | 評価区分 | | 判定 | 理由 |
|-------------|-------------------|---|-----------------------------|----|--|
| 目的 妥当性 | 必要性・緊急性は高いか | A | 市民生活に関わる緊急の事業である | B | 青少年を県外に派遣し、異文化や異年齢交流等を体験させることは、資質向上を図るため必要である。 |
| | | B | 緊急ではないが、必要性がある | | |
| | | C | 必要性や緊急性が低い | | |
| 目的 妥当性 | 施策目的達成の手段として妥当か | A | きわめて有効な手段である | B | 青少年の健全育成や地域リーダーとして資質の向上を図るため、国内の相互交流を行うこの事業は、有効な手段である。 |
| | | B | ある程度政策達成に貢献していて妥当である | | |
| | | C | 妥当とは言えない | | |
| 目的 妥当性 | 公共関与の妥当性 | A | 市が実施しなければいけない | A | 市内の児童生徒に公平に研修の機会を与えることや、募集、計画、事前・事後研修等に関して行政の支援が必要である。 |
| | | B | 一部、民間で実施可能である | | |
| | | C | 民営化、民間実施が可能である | | |
| 有効性 | 成果が得られているか（目的達成度） | A | 目標を達成している | B | 異文化、異年齢交流等により青少年の健全育成が図られるとともに地域リーダーとしての資質が養われる。 |
| | | B | 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能 | | |
| | | C | かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難 | | |
| 効率性 | 経費削減の手法はないか | A | 削減できない（対象・活動量削減も不可） | B | 補助金削減を行った場合、個人負担が多くなることが予想され、参加申込み減が見込まれる。 |
| | | B | 対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある | | |
| | | C | 経費削減の余地がある | | |
| 公平性 | 対象や受益者負担の設定は適切か | A | 適切である（対象変更や負担の見直しは不可能） | A | 研修参加者の選考については、公平に行っている。また、保護者に大きな負担とならない範囲で活動に関して一部個人負担を求めている。 |
| | | B | 対象や負担の見直しの余地がある | | |
| | | C | 適切でない | | |
| | 総合評価（事業の方向性） | <p>総合評価：B見直し</p> <p>研修を通して志布志市の将来を担う青少年が、異文化、異年齢交流を体験することは、自己の確立と資質の向上を図る上で有効な手段である。しかし、現状のホームステイ形式での研修は、平成30年度から行われておらず、受入れ家庭の保護者の負担感も大きく、参加者が限られる要因となっている。</p> <p>また、相互交流であることから、今後の酒田市の動向も事業実施に当たっては不安定な要素の一つである。</p> <p>よって、研修の目的である、異年齢集団の中で自己の確立と資質の向上を図ることや地域のリーダーを育成するという観点から、現状の相互交流で行っている国内研修の内容を見直す必要があると考える。</p> <p>これらのことから、目的を同じとする、通年活動のリーダー研修（JACOクラブ・令和5年度会員22人）の研修内容を見直し、より多くの児童生徒に学ぶ機会を提供することで、現在の国内研修を更に充実した事業へ発展させることができないか検討を要する。</p> | | | |

3 外部評価

| | |
|---------|---|
| 外部委員の意見 | 酒田市との相互交流事業については、ホームステイをすることで、非常に有意義な事業であるが、酒田市からの派遣は、新型コロナウイルスの影響で中止され、令和5年度も派遣しないことを決定しており、相互交流が難しくなっている。この事業も含め、更に有意義な研修ができるよう工夫し、取り組んでいただきたい。 |
|---------|---|

| | | | | | | | |
|-----|-----------|-------|-----|----------|-----|-------|--|
| 事業名 | ブックスタート事業 | | | | 所管課 | 生涯学習課 | |
| 事業費 | 予算額 | 385千円 | 決算額 | 230,230円 | | | |

(事業概要)

1 目的

赤ちゃんと保護者、またその成長に係わる人が、お互いに心を通い合わせ絵本を介してゆっくり心触れ合うひとときを持つことで、幸せを感じられるきっかけづくりを目的としている。

2 事業内容

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 対象者(人) | 21 | 21 | 14 | 12 | 13 | 13 | 9 | 12 | 15 | 22 | 16 | 14 | 182 |
| 実施数(人) | 12 | 20 | 11 | 9 | 11 | 14 | 7 | 13 | 13 | 16 | 17 | 13 | 156 |
| 保健課経由(人) | 4 | 6 | 1 | 5 | 1 | | 1 | 2 | | 1 | 3 | 2 | 26 |

- (1) 0歳児(生後3か月から4か月まで)と保護者を対象に、平成14年度旧志布志町の事業としてスタートし、合併後も事業継続している。
- (2) 保健課の行う4か月児健診に合わせて健診会場へ出向き、事業の目的を説明後にボランティアグループ等の協力を得て、本の読み聞かせや親子のふれあいの大切さを広めている。(コロナ禍で対面の読み聞かせは中止していたがR5年度から再開)
- (3) 1組ずつ読み聞かせをした後、2冊の本とバックのプレゼントを行い、最後にアンケートを実施回収し、読み聞かせ等の実態や意識調査等を確認している。
- (4) フォローアップ事業として、平成25年度から小学新1年生を対象にセカンドブック事業をスタート(R4年度260人)し、図書館職員が選書したベスト20冊の中から、親子で好きな本を1冊選びプレゼントする事業で、読書推進を図る上で大変有効であると学校からも喜ばれている。
- (5) さらに、令和5年度から小学校の卒業時にサードブック事業と題して、この時期に読んで欲しい本を選書し「心に響く一冊の本」として贈呈し、心身の更なる成長を応援する。

3 反省及び評価点

- (1) ブックスタート事業が親子の絆を育むために果たす役割は大きいものである。本好きな子どもを育てる環境を作るためにも、図書館にとって大変意義のある事業であり、将来に向けて目に見えない大きな成果が期待できる。
- (2) 図書館がベビーカーで利用できる施設として授乳室等を完備していることを案内し図書館の利用促進を努めることで、親子の居場所を作ることもつながっている。
- (3) 絵本を手渡すことで始まる小さな取り組みで、0歳から本を身近に感じ、次はセカンドブックにおいて小学新1年生が、自分で好きな本を選べることにより、新たな気持ちで読書への興味と活動の推進を学校と連携して行えている。
- (4) コロナ禍で対面の読み聞かせは中止していたがR5年度から再開し、少子化の中で子を育む環境と事業本来の目的を確実に届けることとする。

1 事業内容

| | |
|----------|--|
| 事務事業名 | ブックスタート事業 |
| まちづくり方針 | 5心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち |
| 個別目標（施策） | 2多様な志を育むまち |
| 施策（基本事業） | 1生涯学習の推進 |
| 目的 | 赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心触れ合うひとときを持つきっかけを作ることを目的としている。 |
| 効果 | 親と子の絆と、読書への関心が深まり、本好きな子どもが育つ。 |

2 自己評価

| 評価項目（評価の視点） | | 評価区分 | | 判定 | 理由 |
|-------------|-------------------|--|------------------------------|----|--|
| 目的 妥当性 | 緊急性・必要性は高いか | A | 市民生活に関わる緊急の事業である。 | B | 本好きな子どもを育てるために、読書に親しみながら、子育ての支援として必要である。 |
| | | B | 緊急ではないが、必要性がある | | |
| | | C | 必要性や緊急性が低い | | |
| | 施策目的達成の手段として妥当か | A | きわめて有効な手段である | A | ボランティアグループの協力で読み聞かせを行っており、目的達成として有効な手段である。 |
| | | B | ある程度政策達成に貢献していて妥当である。 | | |
| | | C | 妥当とは言えない。 | | |
| | 公共関与の妥当性 | A | 市が実施しなければいけない | A | 子育て支援の目的からも官民一体となった取組であり妥当である。 |
| | | B | 一部、民間で実施可能である。 | | |
| | | C | 民営化、民間実施が可能である。 | | |
| 有効性 | 成果が得られているか（目的達成度） | A | 目標を達成している | A | 親子の絆を深め、本好きな子どもを育てるために実施されており参加率も高い。 |
| | | B | 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能 | | |
| | | C | かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難 | | |
| 効率性 | 経費削減の手法はないか | A | 削減できない（対象・活動量削減も不可） | A | 選書された最低限のものを配布するとともに、ボランティアの協力も得て実施しており削減できない。 |
| | | B | 対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある。 | | |
| | | C | 経費削減の余地がある。 | | |
| 公平性 | 対象や受益者負担の設定は適切か | A | 適切である（対象変更や負担の見直しは不可能） | A | 市内の0歳児（生後3から4か月）と保護者を対象としており、受益者負担もなく適切である。 |
| | | B | 対象や負担の見直しの余地がある | | |
| | | C | 適切でない。 | | |
| | 総合評価（事業の方向性） | 総合評価：A実施 ブックスタート事業が親子の絆を育てるために果たす役割は大きいものである。本好きな子どもを育てる環境を作るためにも、図書館にとって大変意義のある事業であり、将来に向けて大きな成果が期待できる。また、フォローアップとして「セカンドブック事業」を、さらには令和5年度から「サードブック事業」を取り入れることにより、新たな効果が期待できる。 | | | |

3 外部評価

| | |
|-----------|---|
| 外部評価委員の意見 | 読書習慣は、幼少期から身に付ける必要があり、国語力の向上にもつながるため、非常に有意義な事業で評価できる。令和5年度からは、サードブック事業も開始されるということで、すばらしいことである。最後に評価外であるが、図書館職員の対応が非常に良いという意見があったことを申し伝える。 |
|-----------|---|

7 志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、志布志市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務の点検結果の評価に関すること。
- (2) 教育委員会教育長及び委員の活動状況の点検結果の評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年3月26日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成27年3月25日教委告示第1号）

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この告示による改正後の志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程第2条の規定は適用せず、この告示による改正前の志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程第2条の規定は、なおその効力を有する。

8 志布志市教育委員会 外部評価委員会委員名簿

任期 令和5年4月1日～令和6年3月31日

| 番号 | 氏名 | 適用 |
|----|--------|-----------|
| 1 | 谷口 誠一 | 第3条第2項による |
| 2 | 上村 裕治 | 第3条第2項による |
| 3 | 小窪 久美子 | 第3条第2項による |
| 4 | 蛭名 省子 | 第3条第2項による |
| 5 | 松山 武 | 第3条第2項による |

